

社会福祉法人松波福祉会 特別養護老人ホームよねやまの里入所指針

制定 平成 15 年 9 月 1 日

改正 平成 16 年 8 月 1 日

改正 平成 18 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 10 月 1 日

1. 目的

この指針は、特別養護老人ホームよねやまの里（以下「施設」という。）への入所について、入所の必要性が高い人から入所できるよう、申込者の入所の必要性の高さを判断する入所基準を定めるとともに、施設が入所基準をあてはめて入所を決定する際の手続きを定め、施設入所に対する公平性・透明性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 入所の対象者

(1) 入所の対象者は、次の①及び②のいずれかに該当する者で常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

① 要介護 3 から要介護 5 までの認定を受けている者

② 要介護 1 又は要介護 2 の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（以下「特例入所」という。）

(2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮する。

① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること

④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

3. 入所申込み及び入所決定の手続き

(1) 入所申込みの方法

施設への申込みは、以下の種類を、施設に提出する。

① 「介護施設利用申込書」（様式 1）

② 「介護支援専門員意見書」（様式 2）

③ 介護保険被保険者証（写し）

(2) 入所申込みの受付

① 施設の説明

施設は、入所申込書を受け付ける際に、原則として入所希望者及び家族等と面接を行い、心身の状況や病歴等の把握に努めるとともに、入所順位の決定方法等について説明を行い、申込受付責任者が必要書類を確認の上、施設長の承認をもって受付とする。

又、当該施設は、認知症専用棟をもたない一般特別養護老人ホームであること、医療的には隣接する協力病院の医療体制に準じていること、を基本に入所申込書を受け付け、自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由を入所希望者及び家族等に対して十分説明し、理解を得るとともに、病院・診療所、介護老人保健施設、他の介護老人福祉施設等を紹介するなどの措置を講じる。

② 受付簿の管理

施設は、入所申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理する。また、入所や辞退等の事由が生じた場合は、その内容を記録することにより、入所申込書の取り扱いの経緯を明らかにする。

③ 要介護1又は要介護2の方からの入所申込み

施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてのやむを得ない事由について、その理由など必要な情報を入所申込みに当たって求める。

また、施設は、入所申込みを受けた場合は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求める。

なお、委員会の合議に付す際に、特例入所対象者の特例入所の要件に係る状況が変化している場合は、再度、市に意見を求める。

(3) 入所検討委員会

① 施設は、入所の決定に関する事務を処理するために、「入所検討委員会」（以下「委員会」）を設置する。

② 委員会の構成員は、施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員などの関係職員のほか、地域及び市民を代表する委員等を第三者委員として1名以上加える。

③ 委員会は、原則として月1回開催するものとする。その他必要に応じて開催できるものとする。

④ 入所申込者の状況を入所申込者評価基準に基づき、入所の必要性を点数化し、これらをもとに入所待機者名簿の順位を判定する。また、前月の新規申込者の順位と状況の変更届があった待機者の名簿順位の判定を行う。新規申込者に対しては、初回の判定委員会後、入所待機者とする。

⑤ 入所待機者名簿を整備し、これに基づいて入所の決定を行う。審議の内容を会議録にまとめ、5年間保管する。また、施設は、市町村及び県から求めがあった場合には、入所申込者及び家族のプライバシーに配慮したうえで上記の記録を提出する。

4. 入所の必要性を評価する基準

施設は、入所申込みを受け付ける際、別表「入所申込者評価基準」に掲げる個別事情を調査し、その結果を総合的に勘案した上で、入所に係る優先順位を決定する。

5. 特別な事由による優先入所

4の規定に関わらず、施設長は次の場合には優先入所を決定することができる。ただし、当該決定を行った場合には、後日、その内容について委員会に報告しなければならない。

(1) 緊急に入所が必要な場合

災害又は事件・事故等により緊急に入所が必要と認められ、かつ、委員会を招集する余裕がない場合

(2) 市町村からの入所依頼があった場合

市町村から、老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼があった場合、又は、家庭における虐待や介護放棄、事故の発生等の事情により、市町村が緊急性を認め、入所依頼があった場合で、委員会が入所の必要があると判断した場合

6. 入所辞退者の取扱い

入所希望者の都合により入所辞退があった場合は、一時的に入所決定を繰り下げる取扱いとし、その順位付けについては、辞退の理由等を考慮して施設で判断するものとする。

7. その他

(1) 守秘義務

施設の職員及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た入所希望者やその家族等に関する個人情報を漏らしてはならない。また、施設を退職した後及び第三者委員を辞任した後も同様とする。

(2) 指針の公表

この指針は市民に公表するとともに、施設は、入所希望者や家族等から入所の判定等に関する説明を求められた場合に、適切に対応できるよう、責任者及び担当者を明らかにしておくものとする。

(3) 指針の見直し

本指針を改正する必要があるが生じた場合は、所要の見直しを行う。